



中国：電子商取引法に関する動き

中国ニュースレター / 2021年10月

1. 電子商取引法に関する動き

2019年1月から施行されている電子商取引法は、10億人近い消費者が参加する中国ECビジネスの基本法となっています。

一時期、中国への転売目的の買い占めで日本のスーパーやドラッグストアでベビー用品や化粧品が店頭から消える事態が起きましたが、同法施行の影響もあり今では正常に流通するようになっています。

コロナ禍で急速に拡大するEC市場において、更なる知的財産の保護強化を目的とし、知的財産権を侵害した場合の電子商取引法の罰則について、必要な対応を行わないプラットフォームに対して事業者の免許取消を可能にする修正が検討されています。厳しい罰則を歓迎する意見もある一方、出店するテナントへの影響も不可避となります。

中国国内で毎年最高のEC売上が記録されるW11（11月11日）も控え、対中ECビジネスを展開される際には関連法律法規の十分な検討が必要です。

- ・中国電子商取引法（中华人民共和国电子商务法）

http://www.mofcom.gov.cn/article/zt_dzswf/

- ・中国電子商取引法に関するパブリックコメント

http://www.gov.cn/xinwen/2021-09/05/content_5635537.htm

2. 中国増値税電子発票公共サービス「Ukey」

中国では、『新規納税者に対する増値税専用発票電子化に関する公告』（中国語：《关于在新办纳税人中实行增值税专用发票电子化有关事项的公告》（国家税务总局公告2020年第22号））により、2020年一部の都市から先行してUSB状の電子キーである「Ukey」を無料配布し、増値税発票の電子化を普及させてきました。

従来、電子発票を発行するためには税務局が指定する有料

の機器が必要でしたが、この機器を使用し電子発票を発行していた会社については、引き続き従来を使用することもでき、また「Ukey」に変更することも可能です。詳細は以下のサイトをご確認ください。

「どのような納税者が税務Ukeyを使えるか（哪些纳税人可以领取税务Ukey?）」国家税務総局 2021年9月18日

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810356/n3010387/c5169189/content.html>

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。なお、本稿は概要の参考に供するものであり、個別の事例に対する判断をお約束するものではありません。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒141-0021 東京都品川区上大崎3-1-1 JR東急目黒ビル4F

Tel: +81 3 6417 0141 / Fax: +81 3 6417 0868

Website : www.uhy-tokyo.or.jp